

医科・歯科における院内感染対策に関する取り組み事項 (地域歯科診療支援病院歯科初診料等)

院内感染とは、病院において様々な疾患を持った患者さまが、検査や治療・ケアを受けている中で別の感染症にかかることです。感染症は、人の体に常在する微生物や外から入ってきた微生物によって起こります。微生物が体の中に入っても全てが問題となるわけではありませんが、抵抗力の弱い患者さまにとっては問題となってくることがあります。

近年、医療の高度化や患者さまの高齢化、使用薬剤の多様化によって院内感染の高リスク化が問題になってきます。安全な医療を提供するために院内感染をできるだけ起こさないような対策が必要とされてきています。当院では、院内の感染予防対策委員会の中に実践的な活動をする感染対策チームを組織して院内感染対策に取り組んでいます。

感染対策チーム（ICT）の取り組み

感染対策チームメンバーは、感染管理認定医師、感染管理認定看護師を含む医師・看護師・薬剤師・検査技師など様々な職種によって構成されています。チーム内で協力し、お互いの専門分野をもって感染対策に関する様々な事項の提案、実行、評価を行っています。

1. 院内感染発生の予防に関する活動

院内感染に関する検査データや患者さまの状態・治療・処置など様々な情報を収集して解析と評価を行い、関連部署に感染対策の指導や助言、相談を行っています、また、院内感染対策マニュアルを作成し、各部署においてスムーズに感染対策が実行できるよう整備しています。

2. 院内感染が発生した時は

院内感染が発生した時には迅速に対応し、院内感染が広がることを防ぐよう情報の収集と追跡調査、感染対策の助言などを行っています。

3. 職員の健康管理

当院で働く職員の健康管理も院内対策として重要です。患者さまから職員、職員から患者様への感染を防止するよう努めています。

針刺し、血液曝露防止対策の実施と検討、曝露後の対応等を行っています。また、職員のB型肝炎や流行性4疾患（麻しん、風しん、流行性耳下腺炎、水痘）について抗体・抗体価検査を行ったり、必要と判断した場合はワクチンの投与も行ったりします。流行性4疾患については職員自身が媒介にならないよう感染伝播への防止に努めています。結核発生時には接触者に対し接触者健診や定期健診での胸部レントゲンの経過観察等を行っています。

4. 院内感染防止のための職員への啓蒙

・手指消毒の指導

感染を予防すること、つまり外から入ってくる微生物を遮断するために一番重要で基

本となることは手洗い・手指消毒です。職員への周知を徹底するため、調査や勉強会、啓蒙活動を行っています。

- ICTや看護部感染係によるラウンドチェック

各部署にいる看護部の感染係によるラウンドチェックを月1回、ICTによる手洗い状況の確認を月に1回各部署で行い指導を行っています。

- 研修会や講演会について

新入職者の研修をはじめ全職員対象の研修会を年2回行い、感染防止の知識向上に努めています。インフルエンザやノロウイルスの流行時や新型コロナウイルスなどの新興感染症、ワクチンの接種推進等タイムリーな話題について講演会を行っています。

他に看護部門を中心とした感染防止対策研修、部署ごとの研修会を行っています。

- その他

情報紙（ICTニュース）を発行し、感染発生状況や感染対策委員会、ICTの取り組みなどの情報を全職員に提供しています。

5. 地域の医師（開業医）との連携

地域の開業医の先生と連携を図り、感染症訓練を合同で行ったり、地域の医師へ感染症の指導を行ったりしています。